

足立区子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に基づき、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、当該家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると区長が認めた、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的に鑑みて、区長が本事業による支援が必要と認めた者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

(支援の決定及び支援計画の作成)

第3条 区長は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により、本事業による支援（以下「支援」という。）が必要と認められる場合は、前条に定める対象者からの申請を受け付け、支援の決定を行う。

- 2 区長は、前項により支援を決定したときは、支援計画を作成し、対象者の家庭の個々のニーズや家庭状況等に応じた適切な支援が行えるよう、利用者の意向等を確認し、具体的な支援目標、支援内容、支援計画の見直しの時期、その他必要と認める事項等を定める。
- 3 区長は、支援開始後も対象者の家庭の状況が変更した場合等、必要な場合に支援計画を見直さなければならない。
- 4 支援の実施に当たっては、区長は、必要に応じ関係機関と連絡調整し、対象者への支援を調整することにより、相互の役割分担の下に効果的に支援を行うものとする。

(支援内容)

第4条 支援内容は、次の各号に掲げる支援その他区長が必要と認める支援とする。

- (1) 育児・家事支援等

育児支援及び炊事、掃除、洗濯等の家事支援等を行う。

- (2) 預かり・送迎補助支援

養育者宅における児童の一時的な預かり又は児童の保育施設等への送迎、養育者の外出の補助支援を行う。

(3) 生活指導支援

児童の生活習慣づくりに向けた支援及び父母の養育力向上に向けた支援を行う。

(4) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言

保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等を行う。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。

(5) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供。

(6) 対象者や児童の状況・養育環境の把握、区への報告

(訪問支援員)

第5条 訪問支援員は、区長が適当と認める研修（以下「訪問支援員研修」という。）を修了し、次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者のうち、本事業を適切に実施できる者として区長が適当であると認めた者とする。ただし、区長は、訪問支援員研修のうち他の研修等の修了をもって習得できると区長が判断した部分について、その実施を省略することができる。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

(利用料)

第6条 対象者が本事業による支援を利用する費用は、無料とする。

(守秘義務)

第7条 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、本事業を行うに当たって知り得た対象者の家庭等の情報を漏らしてはならない。対象者に対する支援が終了した後も同様とする。

(関係機関との連携)

第8条 区長は、支援を円滑に実施するため、保健センター、児童相談所、民生委員、児童委員その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(支援の終了等)

第9条 区長は、対象者の状態の好転、対象者からの支援終了又は中断の意向等、対象者が本事業による支援を必要としなくなったと認めた場合には、支援の評価を行い、支援の終了又は中断を決定する。

(委託)

第10条 区長は、第4条に定める支援について、その全部又は一部を区長が適切と認めた

者に委託することができる。

2 前項の委託のうち、第4条第2号に定める支援は、この要綱に定める業務を適切に遂行するために必要な運営能力を有するものとして、子ども預かり・送迎等支援事業者の登録等に関する要綱第2条の登録を受けた事業者に限り受託することができる。

3 第1項の委託のうち、第4条第3号に定める支援は、この要綱に定める業務を適切に遂行するために必要な運営能力を有するものとして、子育て世帯訪問支援事業（生活指導支援）事業者の登録等に関する要綱第2条の登録を受けた事業者に限り受託することができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は区長が別に定める。

付 則（5足教ここ発第2106号 令和6年3月18日子ども家庭部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。